

# 石川県公報

平成 29 年 10 月 20 日

第 13048 号（金曜日）

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

## 目 次

| 告 示  |           | 公 告  |           |
|--|-----------|--|-----------|
| ○一般競争入札の落札者等   | (管財課) 1   | ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業者の所在地の変更の届出 | (同) 3     |
| ○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定   | (厚生政策課) 2 | ○平成29年度毒物劇物取扱者試験公告   | (薬事衛生課) 3 |
| ○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定   | (同) 2     | ○公共測量実施公告  | (監理課) 4   |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所の廃止の届出   | (同) 2     | <b>選挙管理委員会</b>   |           |
| ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所の廃止の届出 | (同) 2     | ○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数                                       | 4         |
| ○生活保護法に基づく指定介護機関の事業者の所在地の変更の届出   | (同) 2     | ○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数                 | 4         |
|  |           | ○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数   | 4         |
|  |           | ○県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数  | 5         |

## 告 示

### 石川県告示第484号

W T O（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成29年10月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法  
パーソナルコンピュータ 665台 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
石川県総務部管財課  
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日  
平成29年10月5日
- 落札者の名称及び所在地  
株式会社石川コンピュータ・センター  
金沢市無量寺町ハ6番地1
- 落札金額  
46,754,820円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日  
平成29年8月25日

**石川県告示第485号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年10月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 名 称      | 所 在 地       | 指定年月日      |
|----------|-------------|------------|
| 吉野谷コメヤ薬局 | 白山市佐良口130番地 | 平成29年10月1日 |

**石川県告示第486号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年10月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 名 称      | 所 在 地       | 指定年月日      |
|----------|-------------|------------|
| 吉野谷コメヤ薬局 | 白山市佐良口130番地 | 平成29年10月1日 |

**石川県告示第487号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所を廃止した旨の届出があった。

平成29年10月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 名 称           | 所 在 地           | 廃止年月日      |
|---------------|-----------------|------------|
| たかざわ整形外科クリニック | 七尾市中島町中島乙281番地1 | 平成29年8月31日 |

**石川県告示第488号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所を廃止した旨の届出があった。

平成29年10月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 名 称           | 所 在 地           | 廃止年月日      |
|---------------|-----------------|------------|
| たかざわ整形外科クリニック | 七尾市中島町中島乙281番地1 | 平成29年8月31日 |

**石川県告示第489号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業者の所在地を変更した旨の届出があった。

平成29年10月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 居宅介護事業者   |                        | 居宅介護事業所               |                     | 変更<br>年月日     |
|-----------|------------------------|-----------------------|---------------------|---------------|
| 名称        | 主たる事務所の所在地             | 名称                    | 所在地                 |               |
| 医療法人社団悠輝会 | 新<br>金沢市疋田一丁目213<br>番地 | 悠輝会訪問介護ス<br>テーションてらす  | 野々市市郷一丁目131番地       | 平成29年<br>9月1日 |
|           | 旧<br>野々市市郷二丁目220<br>番地 |                       |                     |               |
| 〃         | 〃                      | 野々市よこみやクリ<br>ニック      | 〃                   | 〃             |
| 〃         | 〃                      | 悠輝会訪問看護ス<br>テーションかがやき | 野々市市郷二丁目220番地       | 〃             |
| 〃         | 〃                      | 悠輝会居宅介護支援<br>事業所きらめき  | 〃                   | 〃             |
| 〃         | 〃                      | 悠輝会訪問介護ス<br>テーションひかり  | 野々市市藤平田1丁目290<br>番地 | 〃             |

## 石川県告示第490号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業者の所在地を変更した旨の届出があった。

平成29年10月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 居宅介護事業者   |                        | 居宅介護事業所               |                     | 変更<br>年月日     |
|-----------|------------------------|-----------------------|---------------------|---------------|
| 名称        | 主たる事務所の所在地             | 名称                    | 所在地                 |               |
| 医療法人社団悠輝会 | 新<br>金沢市疋田一丁目213<br>番地 | 悠輝会訪問介護ス<br>テーションてらす  | 野々市市郷一丁目131番地       | 平成29年<br>9月1日 |
|           | 旧<br>野々市市郷二丁目220<br>番地 |                       |                     |               |
| 〃         | 〃                      | 野々市よこみやクリ<br>ニック      | 〃                   | 〃             |
| 〃         | 〃                      | 悠輝会訪問看護ス<br>テーションかがやき | 野々市市郷二丁目220番地       | 〃             |
| 〃         | 〃                      | 悠輝会居宅介護支援<br>事業所きらめき  | 〃                   | 〃             |
| 〃         | 〃                      | 悠輝会訪問介護ス<br>テーションひかり  | 野々市市藤平田1丁目290<br>番地 | 〃             |

## 公 告

## 平成29年度毒物劇物取扱者試験公告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、平成29年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成29年10月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 試験の日時

平成30年2月5日（月）午後1時から午後4時30分まで

## 2 試験会場

金沢市鞍月2丁目1番地  
石川県地場産業振興センター

## 3 出願に関する書類の受付期間

平成29年12月4日(月)から同月18日(月)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)

## 4 出願に関する書類の提出先

- (1) 県内(金沢市を除く。)に居住する者  
最寄りの石川県保健福祉センター又は石川県健康福祉部薬事衛生課
- (2) 金沢市及び県外に居住する者  
石川県健康福祉部薬事衛生課

## 5 その他

試験実施案内等の請求、詳細な点についての問合せ等は、最寄りの石川県保健福祉センター又は石川県健康福祉部薬事衛生課へすること。

## 公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年10月20日

石川県知事 谷 本 正 憲

| 作 業 種 類                      | 作 業 期 間                     | 作 業 地 域  |
|------------------------------|-----------------------------|----------|
| 公 共 測 量<br>( 航 空 レ ー ザ 測 量 ) | 平成29年9月26日から<br>平成30年3月2日まで | 白山市尾添地内他 |

## 選挙管理委員会

## 石川県選挙管理委員会告示第81号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数(県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

平成29年10月20日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

19,196人

## 石川県選挙管理委員会告示第82号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

平成29年10月20日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

226,633人

## 石川県選挙管理委員会告示第83号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗

て得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成29年10月20日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

| 選 挙 区 名               | 最 低 署 名 者 数 |
|-----------------------|-------------|
| 金 沢 市 選 挙 区           | 125,819人    |
| 七 尾 市 選 挙 区           | 15,499人     |
| 小 松 市 選 挙 区           | 29,733人     |
| 輪 島 市 選 挙 区           | 8,180人      |
| 珠 洲 市 選 挙 区           | 4,474人      |
| 加 賀 市 選 挙 区           | 19,348人     |
| 羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区 | 10,302人     |
| か ほ く 市 選 挙 区         | 9,696人      |
| 白 山 市 選 挙 区           | 30,988人     |
| 能 美 市 能 美 郡 選 挙 区     | 14,953人     |
| 野 々 市 市 選 挙 区         | 13,938人     |
| 河 北 郡 選 挙 区           | 17,722人     |
| 羽 咋 郡 北 部 選 挙 区       | 6,167人      |
| 鹿 島 郡 選 挙 区           | 5,153人      |
| 鳳 珠 郡 選 挙 区           | 7,964人      |

#### 石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 84 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成29年10月20日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

226,633人

